

川崎市介護保険住宅改修支援事業補助金交付の手引き

H27.4 版

1 事業の趣旨について

居宅介護支援又は介護予防支援を受けていない（ケアプランを作成する、担当のケアマネジャーがいない）被保険者が住宅改修を介護保険請求するにあたり、介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合は、申請に基づき、住宅改修支援事業補助金を交付します。

2 支払方法の変更について

平成27年3月31日までは、支払方法を「手数料」として実施してきましたが、平成27年4月1日以降は支払方法を変更し「補助金」としてお支払いします。

3 補助金交付までの流れ

フロー図をご確認ください。

※補助金交付申請から支払いまで約2ヶ月程度です。

4 補助金交付対象者の要件について

必ず下記の全ての条件①～⑤に当てはまるか確認を行い申請してください。

①住宅改修支援業務（理由書作成）を行う者が以下の資格を持っていること。

- ・介護支援専門員
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・福祉住環境コーディネーター（ただし、2級以上に限る。）

⇒【関連 QA】理由書を作成することができる資格について（QA1）

②住宅改修支援業務を行った月において居宅介護支援等の提供を受けていないこと。

③住宅改修支援業務を行った月及び住宅改修着工日の属する月に、居宅介護支援事業者等が要介護被保険者等に係る居宅介護支援費等を算定していないこと。

※居宅介護支援費とは、居宅介護サービス計画費、介護予防サービス計画費、地域密着型介護サービス費のうち小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスに要した費用及び地域密着型介護予防サービス費のうち介護予防小規模多機能型居宅介護に要した費用を指します。

例) 月の初め(4月1日)に介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」作成

→4月20日に住宅改修工事着工

→工事完了し4月21日に住宅改修事後申請

→その後利用者の身体状況が急変したため月末(4月28日)に理由書作成者が所属する事業者が、
居宅サービス計画作成依頼届を提出し、4月分の居宅介護支援費を請求することになった

⇒この場合、住宅改修支援事業補助金の交付対象とならない。

④住宅改修の施工を請け負った事業者等に、住宅改修支援業務を行った介護支援専門員等が属していないこと。

⇒【関連 QA】住宅改修施工業者と居宅介護支援事業者等を併設している事業者の取扱いについて(QA5)

⑤住宅改修支援業務を行った住宅改修について、被保険者(受領委任払取扱い事業者)による住宅改修費支給申請(事後申請)が行われていること。

※補助金の交付時期は、事後申請による住宅改修費の支給決定後となります。

5 住宅改修支援事業補助金交付申請に必要な書類について

- ・理由書の写し(補助金交付申請のため、理由書作成時に写しを控える)
- ・補助金交付申請書(第1号様式)
- ・利用者別内訳書(第2号様式)
- ・請求書

※提出前に、記入例を必ずご確認ください。

6 申請の期間について

補助金交付申請は年度ごと受け付け、支払処理まで行うため、申請時期は各年度4月1日～1月末日とします。2・3月に発生し、補助金交付の要件を満たしたものについては、翌年度4月1日以降に申請してください。

7 Q&A

【Q1 理由書を作成することができる資格について】

住宅改修が必要な理由書を作成することができる資格にはどのようなものがあるか。

A1 住宅改修が必要な理由書は以下の資格を持つ者が作成することができます。

- ・介護支援専門員
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・福祉住環境コーディネーター(ただし、2級以上に限る。)

・地域包括支援センターの担当職員

ただし、この資格を持つ方が作成しても、「4 補助金交付対象者の要件」を満たさない場合は、補助金の支払はできません。

また、被保険者が居宅介護支援の提供を受けている場合は、担当する介護支援専門員が理由書を作成します。（居宅条例の考え方）

【Q2 住宅改修費の支給がない場合について】

住宅改修を施工したが、住宅改修費が全く支給されなかった場合、補助金は支給されるか。

A2 住宅改修費が全く支給されなかった場合、補助金は交付されません。仮に事後申請後、住宅改修工事着工前に被保険者が亡くなった場合については、住宅改修費そのものが支給されないため、住宅改修支援事業補助金も交付されません。

【Q3 補助金交付申請期限について】

補助金交付申請はいつまでできるのか。

A3 住宅改修支援事業補助金の支払いは、他の介護保険サービスにかかる給付請求の消滅時効と同様、サービス提供月（住宅改修着工日の属する月）の翌々月の1日から2年間です。

【Q4 平成27年3月31日以前に、住宅改修支援業務を行ったケースの申請方法について】

平成27年3月31日以前に住宅改修支援業務を行ったケースは申請できるのか。支給の要件はどうなるのか。

A4 A3の時効の取扱いに基づき、期限内のケースについては、申請を受け付けます。

ただし、平成27年4月1日以降は全て補助金によりお支払いするため、補助金交付申請の手続きにより申請してください。

【Q5 住宅改修施工業者と居宅介護支援事業者等を併設している事業者の取扱いについて】

介護支援専門員等が属する居宅介護支援事業と住宅改修施工の事業を併設している事業所は、補助金の申請が可能か。

A5 各事業を同一事業所名・事業所番号で運営している場合であっても、それぞれの職員が従事する事業が別々であれば、補助金給付対象となります。（介護支援専門員等が住宅改修施工事業にも従事している場合は、支給されません。）

【Q6 住宅改修支援業務を行った月および住宅改修着工日の属する月に、居宅介護支援事業者等が居宅介護支援費等を算定していないことについて】

居宅介護支援事業者が理由書を作成した事業所と異なる場合、支給されるか。

A6 住宅改修支援事業補助金は、居宅介護支援費等が支給されている場合は、支給対象となりません。

8 申請窓口・お問合せ先

川崎市役所長寿社会部介護保険課給付係

〒210-0857

住所 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2687

FAX 044-200-3926

※住宅改修費の支給申請（事前申請・事後申請）については、お住まいの各区役所にて受け付けております。